第十一条第一項第一号㈠表中「平成17年10月1日現在における人口（以下「平成17年人口」という。）集中地区人口に」を「平成17年10月1日現在における人口集中地区人口（以下「平成17年人口集中地区人口」という。）に」に改め、同項第二号㈡中「耕地比率（平成十七年度分）」の下に「（東京都三宅村にあつては平成十二年度分）」を、同項第三号㈡中「林野面積比率（農林業センサス規則によつて調査した平成十七年二月一日現在）」の下に「（東京都三宅村にあつては平成十二年八月一日現在）」を加え、同条第二項中「あん分」を「按分」に改める。

第十一条の二第一項中「0.159」を「0.156」に、「0.160」を「0.157」に改め、同条第二項中「0.100」を「0.099」に、「1.21」を「1.19」に改め、同条第三項中「0.0756」を「0.0760」に、「0.5」を「0.3」に、「71.11」を「59.39」に、「1.43」を「1.73」に、「平成18年分、平成19年分及び平成20年分」を「平成19年分、平成20年分及び平成21年分」に、「平成17年分、平成18年分及び平成19年分」を「平成18年分、平成19年分及び平成20年分」に改め、「普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成22年総務省令第77号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「」及び「」という。）」を削り、同項算式アの符号β中「平成21年度分の」を「平成22年度分の」に改め、同条第四項中「0.1162×C×D×0.5」を「0.1184×C×D×0.3」に、「0.0658×C×D×0.5」を「0.0671×C×D×0.3」に、「131.58」を「136.99」に、「0.605」を「0.575」に、「平成21年３月31日」を「平成22年３月31日」に改め、「普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成22年総務省令第77号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「」及び「」という。）」を削り、「平成21年度」を「平成22年度」に、「28.41」を「34.13」に、「0.742」を「0.529」に、「平成19年12月31日」を「平成20年12月31日」に、「平成16年12月31日」を「平成17年12月31日」に改め、同条第五項中「0.9954」を「0.9950」に、「0.0046」を「0.0050」に、「2.900」を「3.500」に、「96.2」を「95.0」に、「1.900」を「2.500」に改め、同条第六項中「0.1287」を「0.1237」に、「0.2914」を「0.2800」に、「平成20年」を「平成21年」に、「（平成21年文部科学省」を「（平成22年文部科学省、厚生労働省」に、「0.926」を「1.828」に、「133」を「134」に、「174」を「179」に、「0.7」を「3.3」に、「平成９年度」を「平成10年度」に、「平成21年度」を「平成22年度」に改め、同条第七項中「0.0283」を「0.0243」に、「0.5」を「0.3」に、「0.42」を「0.43」に、「0.744」を「1.011」に、「平成18年度から平成20年度まで」を「平成19年度から平成21年度まで」に、「平成19年３月31日」を「平成20年３月31日」に、「平成20年３月31日」を「平成21年３月31日」に、「平成21年３月31日」を「平成22年３月31日」に、「平成17年度から平成19年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に、「平成18年３月31日」を「平成19年３月31日」に、「3.595」を「3.610」に、「平成20年度」を「平成21年度」に改め、同条第八項中「×0.201」を「×0.177」に、「0.799」を「0.823」に、「人口で除して得た数」を「平成17年人口で除して得た数」に改め、同条第九項中「0.0542」を「0.0588」に、「0.5」を「0.3」に、「Cに」を「C×0.0588に」に、「当該率」を「小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該四捨五入後の率」に、「−3.85」を「−8.03」に、「2.446」を「3.855」に、「平成19年度」を「平成20年度」に、「平成20年３月31日」を「平成21年３月31日」に、「平成16年度」を「平成17年度」に、「平成17年３月31日」を「平成18年３月31日」に、「−48.78」を「−42.74」に、「−7.51」を「−24.45」に、「−7.72」を「−15.41」に、「−0.376」を「−0.603」に、「0.924」を「0.396」に、「0.980」を「0.701」に改め、同条第十項中「0.2101」を「0.2198」に、「0.5」を「0.3」に、「2.61」を「1.92」に、「1.01」を「1.32」に、「平成17年２月１日現在（沖縄県にあつては平成16年12月１日現在）」を「平成22年２月１日現在」に、「平成17年農産物販売規模別農家数」を「平成22年農産物販売規模別農家数」に改め、同項算式Ⅱ及び算式Ⅱの符号を次のように改める。

算式Ⅱ

25×a＋75×b＋150×c＋250×d＋400×e＋600×f＋850×g＋1,250×h＋1,750×i＋2,500×j＋4,000×k＋7,500×l＋20,000×m＋40,000×n＋60,000×o

算式Ⅱの符号

a　農林業センサス規則によつて調査した平成17年２月１日現在（沖縄県にあつては平成16年12月１日現在）における農産物販売規模別農家数（以下この項において「平成17年農産物販売規模別農家数」という。）のうち50万円未満の数

b　平成17年農産物販売規模別農家数のうち50万円以上100万円未満の数

c　平成17年農産物販売規模別農家数のうち100万円以上200万円未満の数

d　平成17年農産物販売規模別農家数のうち200万円以上300万円未満の数

e　平成17年農産物販売規模別農家数のうち300万円以上500万円未満の数

f　平成17年農産物販売規模別農家数のうち500万円以上700万円未満の数

g　平成17年農産物販売規模別農家数のうち700万円以上1,000万円未満の数

h　平成17年農産物販売規模別農家数のうち1,000万円以上1,500万円未満の数

i　平成17年農産物販売規模別農家数のうち1,500万円以上2,000万円未満の数

j　平成17年農産物販売規模別農家数のうち2,000万円以上3,000万円未満の数

k　平成17年農産物販売規模別農家数のうち3,000万円以上5,000万円未満の数

l　平成17年農産物販売規模別農家数のうち5,000万円以上１億円未満の数

m　平成17年農産物販売規模別農家数のうち１億円以上３億円未満の数

n　平成17年農産物販売規模別農家数のうち３億円以上５億円未満の数

o　平成17年農産物販売規模別農家数のうち５億円以上の数

第十一条の二第十一項中「4.19」を「4.26」に、「0.27」を「0.24」に改め、同条第十二項中「0.4816」を「0.4926」に、「0.5」を「0.3」に、「0.963」を「0.962」に、「平成21年３月31日」を「平成22年３月31日」に、「平成21年度分」を「平成22年度分」に、「平成21年４月２日以後」を「平成22年４月２日以後」に、「平成21年４月１日以前」を「平成22年４月１日以前」に改め、同条第十三項中「0.9818」を「0.9779」に、「0.0182」を「0.0221」に、「4.600」を「4.800」に、「92.8」を「92.4」に、「3.600」を「3.800」に改め、同条第十四項中「0.0910」を「0.0898」に、「0.4938」を「0.4944」に改め、「及び岡山市」を削り、「平成17年４月１日から平成22年３月31日まで」を「平成18年４月１日から平成23年３月31日まで」に、「平成20年」を「平成21年」に、「平成21年文部科学省」を「平成22年文部科学省、厚生労働省」に、「0.272」を「4.834」に、「補助率等」を「補助費等」に、「各都道府県」を「各市町村」に、「160千円」を「180千円」に、「1.8」を「10.0」に、「平成９年度」を「平成10年度」に、「第13項」を「第14項」に、「平成21年度分」を「平成22年度分」に、「平成21年４月２日以後」を「平成22年４月２日以後」に、「平成21年４月１日以前」を「平成22年４月１日以前」に、「0.554」を「0.529」に改め、同項算式の符号Eを削り、同条第十五項中「0.2076」を「0.2035」に、「0.5」を「0.3」に、「平成19年」を「平成20年」に、「平成16年」を「平成17年」に、「17.83」を「21.68」に、「11.13」を「12.71」に、「8.55」を「8.44」に、「−0.006」を「0.155」に、「0.240」を「0.345」に、「0.603」を「0.712」に、「第14項」を「第15項」に、「平成21年度」を「平成22年度」に、「平成21年４月２日以後」を「平成22年４月２日以後」に、「平成21年４月１日以前」を「平成22年４月１日以前」に改め、同項算式アの符号に次のように加える。

B　段階補正係数

第十一条の二第十五項中「0.1502」を「0.1482」に、「0.1179」を「0.1163」に、「0.1351」を「0.1333」に、「0.37」を「0.40」に、「1.003」を「0.940」に、「平成20年４月１日」を「平成21年４月１日」に、「平成21年３月31日」を「平成22年３月31日」に、「平成17年４月１日」を「平成18年４月１日」に、「平成18年３月31日」を「平成19年３月31日」に改める。

第十二条中「あん分」を「按分」に改め、同条第二項の表都道府県の項第一号中「平成二十年」を「平成二十一年」に、「新直轄高速道路」を「直轄高速道路」に改め、同項第二号中「平成十五年」を「平成二十年」に改め、同表市町村の項第二号中「昭和五十六年度」を「昭和五十七年度」に、「四八」を「四十九」に、「四九円」を「五十円」に、「二〇一・〇」を「二〇二・〇」に改め、同条第四項の表都道府県の項第一号中「0.405」を「0.408」に、「0.483」を「0.477」に、「2.093」を「2.090」に、「新直轄高速道路」を「直轄高速道路」に改め、同項第二号中「0.776」を「0.695」に、「0.224」を「0.305」に、「8.274」を「9.603」に改め、同項第三号中「2.234」を「2.252」に、「15.383」を「16.021」に、「0.34009」を「0.34500」に改め、同項第四号中「0.264」を「0.252」に、「0.106」を「0.101」に改め、同表市町村の項第一号中「17.0」を「16.6」に、「5.1」を「5.0」に、「1.72」を「1.74」に改め、同項第二号中「100円」を「94円」に、「昭和61年度」を「昭和62年度」に、「昭和56年度」を「昭和57年度」に、「昭和60年度」を「昭和61年度」に改め、同項第三号中「2.200」を「2.230」に、「5.198」を「5.170」に、「3.168」を「3.260」に、「2.241」を「2.319」に、「2.039」を「2.171」に改め、同条第五項の表市町村の項第一号中「232」を「234」に、「219」を「224」に、「320」を「328」に改める。